

貯金事業からのお知らせ

3月に退職される貯金加入者様へ — 共済積立貯金の解約手続きはお済みですか？ —

●手続き

「貯金払戻（解約）請求書」を所属所の締切日までに共済事務担当課へご提出ください。

請求書の印鑑が相違している場合は解約できませんので、必ず届出の印鑑を使用してください（届出印が不明または紛失の場合は、共済事務担当課へお申し出ください）。

退職後は、利息の計算はされませんので速やかな手続きをお願いします。